

徳山ダム関連年表		(1957年～1993年)	
	国・事業者等の動き	村や住民との関係・動き	運動の動き他
1957		徳山村議会、徳山ダム絶対反対決議(11.07)	
	国が揖斐川上流域を漸減開発促進法に基づく調査区域に指定(12.10)		
1958	電源開発株式会社、岐阜県知事に対し、徳山村・藤橋村・坂内村地内への調査のための土地立ち入り、竹木伐採許可申請。4月、岐阜県知事による公示。以後1971年まで同社による予備調査が続行される(3月)。		
1962	岐阜県知事、測量及び実地調査の土地立ち入り、竹木伐採許可の意見を求める公示(徳山村開田・本郷・塚・門入、藤橋村鶴見・東杉原)。(5.12)		
1965	岐阜県、水資源対策協議会設置(3月)。水資源開発促進法に基づき、木曾川水系が指定水系となる。(6月)		
1968	水資源開発促進法に基づき、木曾川水系水資源開発基本計画(Ⅰ次)策定。(10.15)		
1969		徳山村長・議会議長連名で、ダム問題につき早期に結論を出すことを求める要望書を岐阜県知事に提出。(3月) 「徳山ダム対策連絡協議会」を結成(村長、議会議員、区長等22名)(4月)	
1970	県・村の合同会議(4月)	「徳山ダム対策連絡協議会」を「徳山村結成徳山ダム対策委員会」とする。(6月)	
1971	電源開発株式会社から、建設省に事業承継(多目的ダムとして。4月)。	村は、県立ち会いの下、実施計画調査立入に関する確認書(11項目)を建設省と交わす。さらに申入書に関する「確認書」(10項目)を交わし、実地計画調査を受け入れる。(12月)	
1972		村の機構として「徳山ダム対策室」を設置(4月)。「ダム対策委員会の設置等に関する条例」制定(6月)	
1973	木曾川水系フルプラン全部変更(Ⅱ次)。徳山ダムが位置づけられる。		
1974	建設省、徳山ダム水没予定地を、河川法上の河川予定地に指定(6.24)。		
1976	木曾三川水源対策基金が設立される。建設大臣、水資源開発公団の「徳山ダム建設事業に関する事業実施計画」を認可。(9月)。水公団が事業を承継する(10月)。	村に、公団の「生活相談所」が開設される(12月)	
1978	公団、「徳山ダム建設事業に伴う損失補償基準」(一般補償基準/第1次基準)を提示し、各地区で説明会を行う(9月)	ダム対策委員会、公団の提示した「一般補償基準」を返上。全面改正を求める「要求書」を提出。(10月)	
1980	公団、ダム対策委に一般補償基準の提示を依頼(4.25)し、直後にダム対策委に対し、一般補償基準修正(第2次基準)を提示(4.30)	ダム対策委、公団に対し「一般補償基準要求書」を提出(10.23)。	
1982		発電起業者(電発・中電)の開発計画に対し、徳山村長は「補償問題が解決しない限り着工は認めない」という条件付きで同意する(2.8)。徳山村漁協は同意(6.7)。昭和57年度電源開発基本計画に徳山発電所・杉原発電所が組み込まれる(12.8)	
1983	公団は、徳山ダム大差悪同盟会を交渉団として協議交渉をしたい旨を回答し、岐阜県にも協力要請する(2.25)。岐阜県は、県揖斐事務所に徳山ダム対策室を設置、職員2名を配置する(3.28)。	ダム対策委、役員改選問題で流会(1.22)。区長会を中心に「徳山ダム対策同盟会」結成発表(2.3)。「徳山ダム対策同盟会」発足(2.6)。「同盟会」加入世帯は、認定世帯=466世帯中409世帯(88.9%)となる。村議会で「徳山ダム対策委員会設置等に関する条例を廃止する条例」が可決成立(2.18)。徳山村長、「同盟会」を交渉団体と認め、県に指導助言を要請(2.25)	
	公団と同盟会の交渉開始(5.9)。一般補償基準を修正提示(8.9)	「同盟会」は公団からの提示内容を不満として交渉は中断(8.25)	
	県の仲介により交渉再開(8.7)。県知事、公団と「同盟会」の双方に対し、一般補償基準の斡旋案(第3次基準)を提示。公団受諾(11.11)	「同盟会」と公団による一般補償基準交渉終了(9.20)。同盟会員の97.3%の委任を受け最終妥結の交渉に入る(10.13)。「同盟会」、県の斡旋案を受諾(11.11)。	
	「同盟会」と公団は、徳山村長・岐阜県知事立会いの下、「徳山ダム建設事業に伴う損失補償基準の妥結に関する協定」を締結する(11.29)		
1984	公団は、個人補償交渉に着手(3.12)	「同盟会」と公団は、個人補償金関連項目の交渉を終了(2.26)。「同盟会」以外の31世帯が「補償対策協議会」を結成(9.12)。	
1985	公団は、認定世帯467世帯中414世帯の個人補償契約が終了した、と発表(12.16)		
1986		県知事立会いの下、「公共補償の妥結に関する協定書」を締結(3.15)。藤橋村への編入合併にむけ「藤橋村・徳山村合併協議会」が設置される(4.1)。合併協定書調印(7.30)。	
1987	徳山村を廃し、その区域を藤橋村に編入する存置分合についての自治大臣告示(1.29)。	徳山小・中学校閉校式(3.26)。徳山村閉村式(3.27)	
1989	公団、全世帯との移転補償契約終了と発表(3月)。		
1993	木曾川水系フルプラン全部変更(Ⅲ次)。変更過程の省庁間協議で徳山ダム不要論があったことが後に明るみに。		